

管 区 事 務 所  
〒162-0805  
東京都新宿区矢来町65番  
電話 (03)5228-3171  
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE  
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku  
Tokyo 162-0805, Japan  
Tel. 81-3-5228-3171  
Fax. 81-3-5228-3175

2007年3月18日

台湾政府・関係部局 御中

日本聖公会 正義と平和委員会  
委員長 主教 谷 昌二

### 台湾楽生療養院入所者の強制移転の中止を求める要請文

わたしたち日本聖公会正義と平和委員会は、台湾政府と関係部局に対し、楽生療養院入居者の退去通告の撤回と強制代執行の中止を要請します。

楽生療養院は、日本の植民地時代に作られ、日本の当局者によって、台湾のハンセン病患者に対する人権を無視した苛酷な政策が行われたところです。この日本時代のハンセン病に対する誤った政策が、解放後も、台湾社会におけるハンセン病に対する根強い偏見と差別となって残り、その結果、病気は治癒しても、家族のもとに帰ることのできない人びとが、今も楽生療養院で暮らしておられます。

わたしたち日本聖公会は、近代日本のハンセン病患者に対する救援活動を行った宣教師たちを歴史に持つ教団ですが、同時に、一人ひとりの人間の尊厳を無視した日本のハンセン病政策の過ちを見抜くことができず、結果としてこれに協力した歴史も持っています。わたしたちはこれを深く懺悔し、このような過ちを二度と繰り返してはならないと決意しています。

この度の楽生療養院入所者に対する退去命令と、それに従わない場合には強制代執行を行うという通告は、入所者の尊厳と願いを無視するものであり、過去の日本時代に行われたハンセン病政策と同じものであると考えざるを得ません。

わたしたち日本聖公会正義と平和委員会は、政府と関係部局の方々が、楽生療養院入所者の願いを受け入れ、彼らが現在の生活を続けることを保障すると共に、楽生療養院の保存と地下鉄建設に支障がない計画変更案に沿って地下鉄工事が行われるよう要請いたします。